



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 条例

\*50 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（税務課）..... 1

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画において定められた促進区域内における県税の特別措置について、対象施設の設置の期限を令和7年3月31日までとすることとしました。（第2条関係）

2 施行期日

令和6年7月1日から施行します。

## 条 例

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

和歌山県知事 岸本周平

### 和歌山県条例第50号

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例（平成20年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（不動産取得税の特別措置）</p> <p>第2条 促進区域内において、当該促進区域に係る法第4条第6項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和7年3月31日までに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。</p>	<p>（不動産取得税の特別措置）</p> <p>第2条 促進区域内において、当該促進区域に係る法第4条第6項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和6年6月30日までに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。</p>

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。